

議案第 1 5 号

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正すること
について

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日 提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

現行の処理体制に即した一般廃棄物の処理手数料とするため、改正するものであります。

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４７年秦野市条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表上記以外の一般廃棄物の項を削り、同表備考を次のように改める。

備考 し尿の取扱区分のうち、従量制手数料の算出基礎となる数量が４２リットル未満のとき又はその数量に４２リットル未満の端数があるときは、その数量を４２リットルとして計算する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号 秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新			旧		
別表（第 2 0 条関係）			別表（第 2 0 条関係）		
種別	取扱区分	手数料	種別	取扱区分	手数料
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
上記以外 の一般廃棄物			(1)	排出量が常時 1 日平均 1 0 キログラム以上又は一時に 1 0 0 キログラムを超えるものを本市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 キログラムにつき 3 9 円
			(2)	一般廃棄物収集運搬事業者が規則で定める容器包装プラスチックを市長が指定する施設へ搬入するとき。	1 キログラムにつき 1 9 円
備考 し尿の取扱区分のうち、従量制手数料の算出基礎となる数量が 4 2 リットル未満のとき又はその数量に 4 2 リットル未満の端数があるときは、その数量を 4 2 リットルとして計算する。			備考 1 し尿の取扱区分のうち従量制手数料の算出基礎となる数量が 4 2 リットル未満のとき、又はその数量に 4 2 リットル未満の端数があるときは、その数量を 4 2 リットルとして計算する。 2 し尿及び動物の死体以外の一般廃棄物の手数料を算出する基礎となる数量が 1 キログラム未満のとき、又はその数		

量に1キログラム未満の端数があるときは、その数量を1
キログラムとして計算する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。